

徳島県警察本部交通管制センター運営要綱の制定について

最終改正 平成25年11月25日徳務甲第187号

徳島県警察本部長から各部（室）課（隊）校長、各警察署長あて

徳島県警察本部交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）の開設に伴い、交通管制業務等を円滑に推進するため、交通管制センター運営要綱（昭和54年徳島県警察本部訓令第14号）を制定し、昭和54年4月1日から施行することとしたので、下記事項に留意し誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

交通管制センター業務の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 運用上の留意事項

(1) 組織（第2条関係）

交通管制センターの長を交通管制センター室長と呼称し、交通管制官をもって充て、交通管制センターの業務を処理することとした。

(2) 業務（第3条関係）

ア 第1号の業務は、関係区域内の主要交差点並びに関連道路に設置された車両感知器から得られる交通情報を、電子計算機で分析、処理するとともに、各署（高速自動車国道及び政令指定自動車専用道路にあっては、高速隊）において収集した交通障害及び交通渋滞情報を併せて交通状況表示盤に表示するものである。

交通障害情報とは、交通障害情報報告要領の制定について（昭和49年5月29日徳交企第149号通達）に定める交通障害情報報告要領の2の項の交通障害情報をいう。

交通渋滞とは、車両の過度の集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通がとどこおり、車列が長くなっている状態の情報をいう。

交通渋滞の程度は、次表に掲げる数値で表し、車列の長さは、交通渋滞の主要原因となっている場所から渋滞している車両の最後端までの長さとする。（片側2車線以上の道路では、車列に長い車線の全長をいう。）

交通渋滞度	車 列 の 長 さ
1	車列の長さが300メートル以上500メートル未満
2	車列の長さが500メートル以上1000メートル未満
3	車列の長さが1000メートル以上

イ 第2号の業務は、電子計算組織による分析結果に基づき、自動的に交通信号及

び可変交通情報表示板の制御を行うとともに、異常交通時においては、手動介入による制御を行うことをいう。

ウ 第3号の業務は、収集した交通情報を、可変交通状況表示板に掲示し、広報するほか、公益財団法人日本道路交通情報センターに委託して定時若しくは臨時にラジオ放送等を通じ、又は電話による照会に応じるなどの方法で、県民に提供することをいう。

(3) 連絡協調（第5条関係）

各所属長は、交通管制センターの機能が最高度に発揮されるよう理解と協調に努めることとした。